

郡山市定期（A類疾病）予防接種実施要領

平成17年4月1日制定
平成17年7月29日一部改正
平成18年4月1日一部改正
平成18年6月2日一部改正
平成19年4月1日一部改正
平成20年4月1日一部改正
平成20年4月3日一部改正
平成23年4月1日一部改正
平成23年5月20日一部改正
平成24年9月1日一部改正
平成24年11月1日一部改正
平成24年10月29日一部改正
平成25年1月30日一部改正
平成25年4月1日一部改正
平成26年10月1日一部改正
平成27年4月1日一部改正
平成31年4月1日一部改正
令和4年12月9日一部改正
令和6年4月1日一部改正

[保健福祉部保健所保健・感染症課]

1 目的

この要領は予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に定められた予防接種の実施に当たり、必要事項を定めるものとする。

2 予防接種を行う疾病及びその対象者

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第3条第1項に規定する疾病及び対象者（インフルエンザ、肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）及び新型コロナウイルス感染症を除く。）とする。

3 実施期間

4月1日から翌年の3月31日までとする。

4 実施方法

- (1) 接種に当たっては、関係法令及び予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について（平成25年3月30日付健発0330第2号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」によることとする。
- (2) 前号にかかわらず、風しんの第5期の予防接種の実施に当たっては、平成31年2月8日付健健発0208第1号、健感発0208第2号厚生労働省健康局健康課長、結核感染症課長連名協力依頼の別添「昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象に実施する風しんの抗体検査及び予防接種法第5条第1項の規定に基づく風しんの第5期の定期接種の実施に向けた手引き（第1版）」（以下「手引き」という。）によることとする。なお、手引きの改正その他厚生労働省令等において定める特別の規定又は厚生労働大臣が行う指示等（以下「改正等」という。）があったときには、当該改正等の内容に従い実施するものとする。

5 実施場所等

原則として医療機関で行う個別接種とする。

6 接種料金

無料とする。

7 償還払い

- (1) 市内に住所を有する対象者がやむを得ない事情により、福島県外の医療機関で定期（A類疾病）予防接種を受けた場合は、当該予防接種を受けた対象者（以下「被接種者」という。）の保護者又は本人（被接種者が18歳以上又は既婚者の場合に限る。）は、当該病院又は医療機関に支払った当該予防接種の費用を市長に請求することができる。ただし、その費用は郡山市が郡山医師会と契約している委託料を限度とする。
- (2) 前号の規定による請求をしようとする被接種者の保護者又は本人は、定期予防接種費用請求書を市長に提出しなければならない。
- (3) 市長は、前号の請求書を受理した場合はその内容を審査し、適当と認めたときは被接種者の保護者又は本人に当該請求に係る定期（A類疾病）予防接種の費用を支払うものとする。

8 周知方法

- (1) 広報こおりやま等掲載
- (2) 予診票配付時（「予防接種と子どもの健康」配付）
- (3) 母子健康手帳配付時
- (4) 4か月・10か月児健診時
- (5) 1歳6か月児健診・3歳児健診時
- (6) 就学児健康診断時
- (7) 各種リーフレット

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年7月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年6月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月3日より施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

1 この要領は、平成23年5月20日より施行する。

(経過措置)

2 麻しん・風しん予防接種の3期及び4期は平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間の措置とする。なお、第4期の修学旅行や学校行事としての研修旅行で海外に行くなど特段の事情がある17歳となる日の属する年度の対象者への接種は、平成24年3月31日までの措置とする。

3 東日本大震災の発生による、やむを得ない事情により、定期の予防接種の対象年齢を過ぎてしまった者及び一定の間隔をおいて複数回接種が必要な接種について予定どおりに接種を受けることができない者については平成23年8月31日までの間は定期の予防接種の対象者とする。また、改正後の附則第3条の規定は平成23年3月11日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年9月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成24年11月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成24年10月29日より施行し、改正後の要領の規定は平成24年10月23日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年 1 月30日より施行する。

附 則

この要領は、平成25年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月 1 日より施行する。

附 則

この要領は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年12月 9 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。